独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社　福岡中央銀行		コード	8540
提出日	2021/6/15	異動（予定）日	2021/6/29	
独立役員届出書の提出理由	独立役員である神武章太氏が2021年6月29日付で社外取締役（監査等委員である取締役）を退任し、新たに山下秋史氏を独立役員として指定するため。			
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	倉富　純男	社外取締役	○										○					有
2	林田　スマ（本名：平田　スマ）	社外取締役	○										○					有
3	行正　晴實	社外取締役	○													○		有
4	山下　秋史	社外取締役	○										○				新任	有
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	同氏は、当行取引先である西日本鉄道株式会社の代表取締役会長かつ、株式会社九電工の社外取締役であり、両社と当行との間には通常の取引関係、出資関係があります。いずれも当行とは通常の銀行取引等を有しているものであり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。 なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。	当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は株式会社経営に関する高い知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、当行の業務執行に対する監督機能を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しています。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
2	同氏は、当行取引先である公益財団法人大野城まどかぴあの館長かつ学校法人中村学園の理事であり、両法人と当行との間には通常の取引関係があります。いずれも当行とは通常の銀行取引等を有しているものであり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。 なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。	当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏はアナウンサーとして培われた豊富な経験と高い見識を有しており、また女性生活者の立場として、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、監査等委員として当行の監査体制を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しています。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
3	―	当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は、公認会計士として専門的知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、監査等委員として当行の監査体制を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しております。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
4	同氏は、当行取引先である西部ガスホールディングス株式会社の常務執行役員であり、両社と当行との間には通常の取引関係、出資関係がありま す。いずれも当行とは通常の銀行取引等を有しているものであり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。 なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。	当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は株式会社経営に関する高い知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、監査等委員として当行の監査体制を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しています。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
5		

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。